

Problems of Basic Legal Training for Specialists in Intellectual Property

Graduate School of Humanities & Social Science, Tsukuba University, Hoshino, Yutaka

基本法学教育 知財専門家 一般人 法的感覚

1. 本発表の課題

現在における知財の専門家としては、各科学技術分野の専門家、すなわち実験系、理論系の双方を含む「理系」が多数を占めている。そして、理系の知財専門家が法律の知識や観点を習得するために従来行ってきた主な方法は、大学の法学部等に在籍して法律学の専門教育を受けるか、あるいは、独学で法律の専門書や体系書を読むか、であった。

しかしながら、前者の方法については、経済的条件や社会的な関係の調整に相当の困難が伴う場合が少なくないし、後者の方法については、当人の気力や体力の問題に加えて、得られる知識や観点の普遍性や多様性に係る事実上の限界が無視できない。にもかかわらず、知財の専門家が各自の専門分野と関係する業務を遂行するに際しては、法律上の問題点が半ば必然的に発生し、各人の行動が、法律に関する知識の多少や自覚の強弱を問うことなく、法律上一定の効果を有するとされる状況も、当然のように生じている。

従って、本来の業務にできる限り支障を生じさせない方法を以て、法律の基本的知識や観点を習得させることが可能であるかは、知財の専門家にとっても、法律の専門家にとっても、極めて重要な問題であることが明らかである。実際、企業や官公庁において、法律や法律学の専門知識を習得するための教育（以下では「基本法学教育」と呼ぶ）は、広く行われている。もっとも、そのような基本法学教育が、果たして限られた時間や条件の中で、期待された効果を挙げているのか、また、かかる教育が効果を挙げるために、どのような点を改善しなければならないか、といった問題は、個々の教育企画における内部的な検討に留まり、公の場で議論されることが必ずしも多くなかったように思われる。

本発表では、発表者が、これまで知財の専門家をはじめとする多種多様な者に対して基本法学教育を講じてきた経験から、知財専門家に対する基本法学教育に関する新たな考え方を示したうえで、その問題点や今後のあり方について、検討してみることとしたい。

2. 基本法学教育の目的

大学の法学部等の場合、現実の卒業生の進路や能力の実情についてやや議論が紛れる余地がないわけではないものの、一応法律学ないしは法律の専門家の育成を目指していることは疑いない。これに対して、官公庁や企業における基本法学教育において、どのような目的を設定すべきかについては、これ自体が議論の対象となることである。

従来、圧倒的多数の基本法学教育は、講師が学者であるか実務家であるかに関わらず、所与の時間の範囲内で可能な限り「法律の専門家」に近づく努力を行うことを、暗黙のうちに目的としてきたように思われる。これは、講師の多数が「教育」自体の専門的訓練を

受けることなく、自己の有する専門的知見を活用して、受講者に知識を教授する方法が主流であった以上、半ば必然的に生ずることである。

翻って、基本法学教育を受講する知財の専門家が、果たして同時に法律の専門家となることを目指すべきであるかについては、専門領域の多様化に加え、法律実務の専門家としての弁護士が大幅に増員されている現代においては、いささか異なる方向性を考えることも、一概に否定できないかもしれない。すなわち、基本法学教育の目的として、専門知識や感覚の優れた「一般人」を育成するものとし、法律の専門家に対する「依頼者」ないし「本人」としての視点をより充実させることによって、専門家相互間における良い意味での「競争」を促す、ということも、今後は必要となるものと考えられる。

このような基本法学教育の目的に関する発想の転換は、後に検討する他の問題点の解決に対しても、重要な影響を及ぼすものとなってくる。

3. 基本法学教育の時間数

官公庁であれ、企業等であれ、業務に支障を生じさせない配慮をした場合、教育に充てられる時間数は、極めて限られたものとならざるを得ない。これは、大学の法学部等における教育と比べた場合における、最大の弱点であることが明らかである。もっとも、大学の法学部等の場合、社会経験も他の専門知識も基本的に有していない高校卒業直後の学生を主な受講者として念頭に置いているわけであるから、官公庁や企業等における基本法学教育においては、受講者の社会経験や専門知識ないしは常識的感觉を効果的に反映させることによって、時間数の絶対的な不足を補うべきものと考えられてきた傾向がある。

しかしながら、このような発想は、明らかに、受講者を法律の専門家に近づける、という従来の基本法学教育の目的に沿ったものである。これに対して、専門知識や感覚の優れた「一般人」の育成を目的とするという本発表の観点からすれば、基本法学教育にとって「最小限必要な時間数」というものを神経質に吟味する必要はなく、受講者の有する専門知識と興味の範囲に応じて、かなり柔軟に教育内容を構築することが可能となる。もとより、法律や法制度に関する専門知識は、議論を行うに際してあるに越したことはなく、そのための学習時間が確保されることが望ましいことは言うまでもない。しかしながら、現実的に時間的制約が明確にある以上、具体的状況に応じた常識的対処に関する経験値を集積させ、その根底に流れる基本的な感覚について考察する機会を基本法学教育の場で設けることによって、多様な角度からの検討を行うことが、現実的かつ適切であると思われる。

4. 基本法学教育の内容

このように、「専門知識の習得」という従来の大前提から離れることにより、基本法学教育の内容は、極めて自由度の大きなものとなるが、それに伴う問題点も避けられない。

例えば、受講者の専門知識や興味に応じた内容設定は、基本法学教育による法的感覚の向上をより効果的なものとする反面、法体系全体から見た場合、知識や感覚の偏りが生ずる恐れのあることは、否定できないところである。特に、受講者の具体的な専門分野によって、興味の方向性や既存の知識の範囲、さらには理論や実践に関する基本的観点の違いがかなり多様でありうることを考慮すると、本発表で提唱する方法は、基本法学教育に対する抵抗感を大きく減殺することができる反面、既存の知識や考え方の範囲に思考を留め

てしまう危険性があると言えなくもない。もっとも、この点に関して、法律学や法体系の全域にわたって「専門家」としての高度な議論のできる法律の専門家は、恥ずかしがない筈であり、受講者の側が機会を捉えて複数の専門家からの教育を受け、自己の知識や感覚を体系化していくことを期待するほかないものと思われる。

また、官公庁や企業等の業務の一環として基本法学教育が行われる場合において、当該官公庁や企業等の置かれている社会的立場や基本的な考え方を、基本法学教育の中でどこまで反映すべきであるかは、やや困難な問題がつきまとう。学問としての法律学は、少なくとも現代においては、裁判官の立場に疑似的に立ったうえで、公平かつ適法に法的解釈を行うことを念頭において構築されているため、紛争の一方当事者となることが大多数である企業等とは、基本的な立場がかなり異なることとなるし、官公庁の場合は、行政として判断する立場と紛争の一方当事者となる立場とがやや複雑に混在するため、議論の前提がかなり複雑なものとなりかねない。このような問題に対して、時間数の限界を理由にして、当該官公庁や企業等の立場を前提として基本法学教育を行うことは、ある意味では極めて効率的なことであるが、健全な法的感覚の一つとして、自己を客観視できる観点の育成が含まれているものとする、所属組織の立場を基本法学教育においてそのまま反映させることは、必ずしも適切なものとは思われない。但し、この点は、基本法学教育を具体的に実施する講師の考え方によっても、大きく左右されるところではある。

5. 基本法学教育の進行

これまで述べてきたとおり、基本法学教育が専門知識の習得のみを目的とするものでないとする、従来から行われてきた、講師が一方的に知識を講義するという教育の進行自体についても、再検討の必要がある。すなわち、法律の実践的局面においては、立場や考え方の異なる相手方との議論を通じて自己の利益を図る必要があるが、そのために必要な自己の情報と知識をどこまで相手方に示して議論を行うか、という教育は、基本法学教育で目的とする専門知識や感覚の優れた「一般人」を育成する場合のみならず、法律の専門家を育成するためにも、必要不可欠な筈である。しかしながら、前述のとおり、従来の法律学の議論は、「相手方」が明確な形で存在しない裁判官を前提として構築されていることから、自己の現有の情報や知識を効果的に示し、場合により隠す、という技術の存在自体を、有用性のあるものと認識してこなかった感が強い。このような教育は、立場により情報を異ならせる仮設状況に基づく交渉を複数組行わせ、その結果を比較検討してみることを通じて、極めて大きな効果を挙げることができる。

また、法律問題の実践的解決が「議論」によって行われることを重視するならば、講師と受講者とが順次一問一答式に議論を展開する方法も、受講者の参加意識の向上や、他の受講者の多様な考え方からさらに学ぶことができるという効用も含め、教育効果を一層充実させることが期待できる。但し、この方法は、予め定められた方向に議論を収束させることを本来予定するものでないため、講師による実質的な議論の誘導能力に、ある程度頼らなければならない面も無視できず、今後の工夫が必要となるところである。

他方、法的な感覚の育成を主眼とする基本法学教育においては、知識を教授することを専ら目的とする場合と比べて、法体系全体の概略や個々の専門分野の知識に関して、受講者に自習を要求する割合が事実上大きくなることが避けられない。法律の専門書や体系書

はお世辞にも安価とは言い難く、かつ、現代の状況からするとかなり短時間で頻繁な法改正が行われる可能性が高いことから、専門書を比較的簡単に利用可能である大学等と異なり、受講者の自己負担が相当重くなることを、どのように対処すべきかが問題となる。この点に関しては、結局のところ、従来の法律学において伝統的に守られてきた書籍中心の考え方を大幅に修正し、インターネット等による情報収集を可能な限り活用することが必要であろう。従って、インターネットの特徴と問題点とを理解しつつ、情報収集や解析を行うことも、基本法学教育における重要な教育内容となることが明らかである。

6. 基本法学教育の効果確認

従来の基本法学教育は、講師による一方的な知識教授が事実上中心を占めていたことの半ば必然的な結果として、その教育効果の確認についても、典型的には試験を実施して所定の成績を挙げることを要求する等、いわば画一的な効果を全ての受講者に求めるものとなる傾向があった。これに対し、法的な感覚を育成するための基本法学教育においては、教育の効果自体も受講者によって様々なものとなる筈であり、従って、その効果確認についても、各受講者の意見と個性とが発揮される方法であることが必要となる。そして、各受講者から寄せられる意見や個性には、より多様な観点からの助言や意見、場合により批判が加えられることが望ましいものが多々含まれることが予測されるから、講師において各受講者に対する返信が行われることが望ましく、場合によっては、各受講者の匿名性に配慮したうえで、それ自体を討論の対象とすることも考えられる。

7. 基本法学教育の今後の方向性

以上のとおり、本発表では、発表者がこれまで種々の局面で経験してきた基本法学教育における問題点や発表者の個人的対処を、いわば考えつくまま挙げることとなった。しかしながら、本発表で検討してきた問題点は、単に発表者の個人的体験と個人的対処とに留まらず、そもそも、社会の大多数を構成する一般市民に対する基本的な「法学教育」をどのように行うべきか、という従来の法律学ではあまり検討されてこなかったと思われる問題点に、そのまま通ずる部分が大きいものと考えられる。

実際、法律の専門家の全体的な動向としては、法科大学院制度の推進を典型として、要するに「法律の専門家の数を増やす」という方向で現状の問題点を解決しようとしてきたわけであるが、発表者の行ってきた基本法学教育に関する種々の対応は、事実上それと逆の方向性を持つものであり、そこに「基本法学教育」の特徴と問題点とが凝縮しているということもできる。長期的に見た場合、どちらの方法が社会全体にとって望ましい結果をもたらすかについて、確実な予測を行うことは困難であるが、発表者としては、「多様性の中から新たな発展が見出される」ということを基本的な考え方として持っているため、基本法学教育のあり方としても、他の法律の専門家と異なった方法を試みるのが何か意味を持つのではないかと、つらつら考える次第である。

なお、本発表については、未だ議論が成熟しているとは言えない問題を扱ったことと、関係機関の特定を避ける配慮から、全体としてやや抽象的な構想の提示に留まらざるを得なかったが、今後においては、基本法学教育の手法や技術について、より具体的に考える機会があることを願うものである。